

貸し出します！

AED

自動体外式除細動器

袋井市では、市内で開催される行事を対象に、参加者が心肺停止状態に陥ったときに備えるため、AEDの貸出事業を行っています。ぜひご活用ください。

貸出の対象

原則として、袋井市内で開催され、市民が主な対象となる行事で営利を目的としないもの

貸出の申込み

使用する日の1か月前から5日前まで

貸出の期間

貸し出し日を含む7日間以内

料金

無料

貸出に必要な書類

自動体外式除細動器（AED）貸出申請書を提出

貸出要件

医師、看護師、保健師、救急救命士又は普通救命講習等修了者を常時配置すること。

申込み先

健康未来課 地域医療推進係

住所：袋井市久能 2515 番地の1 総合健康センター2階

電話：0538-43-7640 FAX：0538-43-7641

Eメール：kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp

貸出要綱・申請書

詳細については、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

